

## 鳥取県告示第 579 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷町字畑抜391の4、392から394まで、395の4、字砂堀り396の4、397から403まで、404の3、405の4、字瀧ノ谷407の5、408の4、409、410、411の1、412、416、417の2、418の2、418の3、字猫又谷413、414、415の1、岩倉字笹ヶ谷984の2、985の2から985の4まで、986の2、字三井ヶ谷997の2、998、999の2

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷町字上砂谷382の2、字獅子舞谷383、字マムシ谷384の1、384の5、字宮ノ谷386、387、388の1、388の6、455、字七曲り谷389の4、字畑抜390の3、字黒谷420の1、420の3、421、422、字バリ谷423、426、字ノボシ谷427、428、429の1、字九谷437から443まで、字足谷450の1、450の3、451、454の1、字大桁463、464の1、465

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)